

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	保育所入所児童の選考		
根拠法令及び条項	那覇市保育の利用等に関する条例第5条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 別紙(那覇市保育所入所選考基準表)のとおり		
審査基準 設定年月日	(条例の施行日)	審査基準 最終変更年月日	平成28年10月31日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間( ) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成25年4月1日	標準処理期間 最終変更年月日	平成25年4月1日
所管部署	こどもみらい部 こどもみらい課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。



# 那覇市保育所入所選考基準表（5歳児選考用共通）

(平成29年度用)

## 【基本指数】

事由	類型	細目	基本指数	父	母	備考	
1号	就労	月160時間以上の就労を常態とする	20			○休憩時間含む。 ○1号(就労)及び7号(就学・訓練校在学)の両方に該当する場合、1号と7号のそれぞれの時間を合算する。拘束時間の長い方を要件とする。その際に、要件が7号となる場合は-3点とする。 ○県外で就労または就学している場合も、市内の就労または就学に準じて点数付する。	
		月140時間以上160時間未満の就労を常態とする	18				
		月120時間以上140時間未満の就労を常態とする	16				
		月90時間以上120時間未満の就労を常態とする	14				
		月64時間以上90時間未満の就労を常態とする	10				
		自営業者で拳証資料の提出が確認できない場合(内職等含む)	10				
2号	妊娠・出産等	妊娠中～産後4ヶ月目の日の属する月の末日までの間にある	10			○妊娠中であれば保育要件となる。	
		多胎妊娠の場合、妊娠中～産後4ヶ月目の翌日の属する月の末日までの間にある	14				
3号	病氣・障害等	日常生活	著しい制限あり	20		○所定の様式による医師の診断書による。  ○診断書の加点 ○日常生活の点数に加点する。  ○診断書と障害手帳両方提出した場合は、点数の高いほうを採用する。	
			週4～5日の育児の軽減が必要である	15			
			週2～3日の育児の軽減が必要である	3			
			一部制限あり	15			
			週4～5日の育児の軽減が必要である	10			
			週2～3日の育児の軽減が必要である	2			
		社会生活	特に制限なし	10			
			週4～5日の育児の軽減が必要である	8			
			週2～3日の育児の軽減が必要である	0			
			著しい制限あり	+6			
			一部制限あり	+2			
			特に制限無し	+0			
4号	在宅介護	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保険福祉手帳1級、療育手帳A1、障害年金1級	20		○被看護者の対象は同居する親族		
		身体障害者手帳3級、精神障害者保険福祉手帳2級、療育手帳A2、障害年金2級	15				
		身体障害者手帳4級、精神障害者保険福祉手帳3級、療育手帳B1	10				
		身体障害者手帳5級、療育手帳B2	8				
		入院期間における家族による常時の介護を要する	20				
		入院期間における家族による常時の介護を要しない	0				
		生活全般において、全面的な介助が必要	20				
		入浴・排泄・衣類の着脱など多くの日常の行為に全面的な介助が必要	20				
		起き上がり、寝返りが自分ではできず、排泄、入浴、衣類の着脱などに介助が必要	20				
		起き上がり、寝返りが自分では難しい、排泄、入浴などに一部または全部の介助が必要	15				
付添	身体	立ちあがりや歩行が安定しない、排泄、入浴などに一部介助が必要	10		○病院や学校から、付き添いが必要であること及び一日あたりの時間、月当たりの日数について証明してもらう必要がある。 ○送迎のみでは対象とならない。		
		基本的に日常生活は営めるが、入浴等に一部介助が必要	6				
		基本的に日常生活は営める(介助不要)	0				
		精神的な疾患により情動がきわめて不安定なため常時の看護が必須	20				
		精神的な疾患により情動が不安定なため一部の看護が必要	10				
		精神的な疾患はあるが治療等により落ち着いており基本的に日常生活は営める(看護不要)	0				
5号	復旧活動	1ヶ月を超える期間の震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たる場合	○被災したことがわかる資料で判断する。				
		ハローワークによる求職活動をこなしている場合	6		○連続は最大3カ月間、年度内は合計4ヶ月が上限		
		就労予定又は採用予定	10				
		1号の就労の項目を「就学」に読替え、右指数を適用する。	-3				
7号	就学・訓練校在学	通信制課程(学校教育法によるもののみ。科目履修生は不可。学位が取得できるもの)への就学の場合	6				
		○休憩時間を含む。○時間割などの資料が必要 ○就労と就学の組み合わせ可 ○就労につながらないいわゆる「お稽古ごと」は不可					
8号ア	虐待	児童虐待を回避する上で保育が必要である旨の通知がある場合	150		○優先利用への該当事由。関係機関からの通知、相談記録などの資料が必要。		
8号イ	DV	DV被害のために保育が困難である場合	150				
9号	育休	育休中の保育継続児童の転所希望及び5歳児優先選考の場合	10				
10号	みなし育休	みなし育休中の保育継続児童の転所希望及び5歳児優先選考の場合	6				

## 【調整指数】

内容	項目	調整指数	父	母	備考
就労	税申告及び市民税申告にて収入が確認できる。直近3年度分を累積加算(最大6点)	+2			1、2、7号のみ適用。給与所得又は事業所得の申告のある者「育休」の調整指数と重複して加算しない。 平成26、27、28年度分が対象。
	育休	育児休暇から復職する場合	+7		
出産	出産予定月が入所希望月の3ヶ月以上前の場合	-3			妊娠関連の診断書がある場合を除く
	産後4カ月以内に、その出生した児童の入所を申し込む場合	-4			
ひとり親	18歳以下の出産	+10			平成10年4月2日以降に生まれた人
	ひとり親(児童扶養手当受給者等)	+35			
	ひとり親とみなす場合(離婚調停中、拘留等)で60歳未満の祖父母と同居していない、またはいても要件がある場合	+30			
	父、または母が保育ができない場所に別住(県外・離島への単身赴任など)拘束時間の半分以上が県外離島	+2			別住している方の住民票または光熱費の領収書、アパートの契約書、その他証明の提出が必要
同居	要件のない60歳未満の祖父母や22歳以上の兄弟と同居	-6			1人ずつに減点を累積する
祖父母等が保育	父母不存在で祖父母等が保育	+52			祖父母等の年齢・要件無関係。
	父母が両方とも市外に住所登録し、児童は市内の祖父母等が保育	-			市外児童に準じて扱う。県外と離島等の場合は除く。申立書があれば要相談可
生保	生保世帯	+6			就労中または採用予定の場合のみ適用
	市外	市外に住所登録している児童(転入予定ない場合)	-		本市児童を優先したあと選考
未納	保育料の未納がある	-1			本月を含めた2ヶ月より前の未納が対象。
	保育料の未納についての納付計画書が提出されかつ履行確認ができる	+150			減点分(新たな未納は除く)を相殺する点数
特例	児童が障がいを持っており、発達支援児保育を希望する場合	+10			優先利用への該当事由。対応可能な園のみで選考。
	市内の認可又は認可外保育施設にて保育士として就労している場合	+10			保育士離職抑制加算。転所の場合は加算しない。
	市内の認可又は認可外保育施設にて保育士として採用予定のある場合	+20			
	入所内定の辞退	-1			辞退以降の年度内選考は減点を累積していく。
	認可外保育園に3カ月以上入所していることが確認できる場合	+2			領収証等により確認を行う。1、3、7号が対象。「育休」の調整指数と重複して加算しない。
	地域型保育(小規模保育所、事業所内保育所等)を卒園する児童が引き続き、保育施設入所を希望する場合	+50			

### 【指数の合計】

	父	母	合計
基本			
調整			

【基本指数と調整指数の合計が同点の場合の優先順】

	該当事項による優先順	備考
1	兄弟姉妹が在園している保育園への申込み	双子等は兄弟の中でも優先。
2	兄弟姉妹が同時入所希望での申込み	当該園を第1希望にしている場合のみ
3	施設の希望順位が高い	
4	未就学児数が多い世帯	
5	就労している世帯	ふたり世帯であれば保護者2人も、ひとり親世帯であれば保護者ひとりが就労している場合
6	選考時に保育所に入所児童がいない世帯	
7	親族のない者(同居<同居所<那覇市内<隣接市町村)	同居する親族が介護の対象になっている場合は同居するとはみなさない
8	過年度にも申込みあり(年度ごとの回数)	
9	年度における入所待ち期間が長い	
10	前年度の住民税額が低いもの	
11	保育所開所時間内(7:00～18:30)で保育に欠ける時間が長い(勤務証明書)	

<入所選考の仕方>

- 5歳児の選考は、在園児から選考を行ったあと、転所・新規の選考を行います。また、5歳児選考においては、同点の場合の優先観点を適用する前に、土曜日就労がある方を優先します。
  - 入所の選考は基本指数と調整指数の合計による「保育の必要性」の高い順に決定されます。
  - 指数の合計が同点の場合は、同点同士で優先度判断基準にもとづく比較をおこない決定します。優先観点により指数の点数に加減は生じません。
  - その他の複数の事由に該当する場合、評点が高くなる方を採用します。
  - 「優先利用の事由」(児童虐待回避、DV被害による保育困難、児童の障がい)に該当している場合、保育施設に空きがある限り優先して入所できます。
  - 想定されていなかった事例が発生した場合、それを初例として以降の運用に改修が加えられます。
- <市外に住所登録している父母児童の入所選考>
- 両親が市外に住所登録し、児童だけが本市の祖父母などの住所に住所登録している(祖父母が保護者)ような場合は、父母が本市に住所登録している児童を優先して入所させたあと、空きがある場合に入所させるものとします。なお、父母の住所登録地が県外の場合は、事情を勘案する場合があります。